

## 2022年度 健康保険被扶養者の資格調査（検認）結果報告

1. 対象者
- ・18歳以上74歳未満(年齢:2022年4月1日時点)の大京健康保険組合加入の被扶養者  
※2021年4月1日以降認定の被扶養者は除く
  - ・夫婦共同扶養調査対象者(調査が必要と判断した一部の方)
  - ・当組合が必要と判断した被扶養者

2. 調査結果

	2022年度	2021年度	2020年度
調査対象者(被扶養者数)	2,051名	1,776名	2,432名
扶養削除となった人数	60名	27名	69名
資格削除率	2.9%	1.5%	2.8%

資格削除の理由	人数
就職(他の健康保険に加入)	34名
扶養範囲の収入基準額を超過	19名
夫婦共同扶養調査の結果 配偶者の扶養に変更	4名
結婚・離婚	2名
生計維持関係が認められない	1名

月額収入超過で注意喚起した被扶養者 ※	96名
---------------------	-----

※ **交通費を含む**すべての収入が、月額 108,334 円(60 歳以上または障害年金受給者は 150,000 円)を超えているため、今後に向けて注意喚起を行った方。

4月は就職の時期です。対象となる方がいらっしゃる場合は、資格削除の手続きをお願いいたします。資格削除の手続きが行われないと、本来は負担しなくてもよい不要な費用を皆さんの保険料から支出することになり、健康保険財政の悪化や保険料の引き上げにつながりかねません。

なお、資格喪失後に保険証を使用された場合、遡って医療費を返還いただくこととなります。

3. その他

(1)被扶養者の収入基準について

被扶養者の収入基準は年間 130 万円(60 歳以上または障害年金受給者の場合 180 万円)未満でなければなりません。

健康保険における年間収入は、現在から将来に向かっての見込みであるため、原則として、直近に得ていた収入をベースに今後 1 年間の収入額を換算しています。1 月～12 月を年間収入としている税法上の取扱いと異なります。

そのため、月額 108,334 円(60 歳以上または障害年金受給者の場合は 150,000 円)未満の収入水準であるかが判定基準となります。収入には非課税扱いとなっている通勤交通費、失業給付、遺族年金、障害年金なども含まれます。

被扶養者となる方の区分	年間収入額	月額換算額
60 歳未満	130 万円未満	108,334 円未満
60 歳以上の方または障害年金を受給している方	180 万円未満	150,000 円未満

※年間収入額(給与収入) …… **賞与、通勤交通費等を含む総収入額**

(年金収入) …… 介護保険料、所得税額**控除前**の支給額

## (2)自営業者(個人事業主)について

自営業者は基本的に、ご自身で国民健康保険に加入となり、従業員を雇用している場合、被扶養者になることはできません。

ただし、家計補助的な小規模な事業で被保険者が主たる生計維持者と判断できる場合は、被扶養者とみなす場合があります。

年収については確定申告書に基づき、収入金額の総額から**直接的必要経費※**のみを差し引いた額が判定基準となり、**税法上の経費とは異なります。**

※ **直接的必要経費** …… その費用なしには事業が成り立たない必要経費  
(例：製造業の原材料費、卸小売業の仕入代等)

## (3)被扶養者に異動があった場合の手続きについて

【イントラネット操作可能な方】

イントラネット⇒CWS(カンパニーウェア・サービス)⇒身上申請ナビゲーション⇒家族申請ナビゲーション

案内に従って必要事項を入力し、申請および書類提出をしてください。

【それ以外の方】

『健康保険被扶養者異動届(増・減)』に必要事項を記入し、該当者の「大京健康保険組合発行の保険証」の返却と「新しい保険証コピー」を合わせて提出してください。

【提出先】

大京ユニット人事部 給与福利厚生課 宛

※雇用元がオリックス・ファシリティーズの方は、オリックス・ファシリティーズ(株) 人事総務部 給与サービス課 宛

大京健康保険組合ホームページ (扶養家族が増えたとき減ったときをご覧ください)

<http://www.daikyokenpo.or.jp>